「歯科技工士法施行細則」の廃止に関する意見公募について

　「歯科技工士法施行細則」の廃止を予定しております。つきましては、次の要領で意見の公募を行います。

**１　意見公募期間**

　　令和５年５月22日（月）から令和５年６月20日（火）まで

**２　意見提出方法**

　　次のいずれかの方法により、ご提出願います。

　　なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

（１）電子メールの場合

　　　電子メールアドレス：ir-ihoujin@city.yokohama.jp

横浜市医療局医療安全課　意見公募担当　あて

（２）郵送の場合

〒２３１－０００５　横浜市中区本町６－５０－１０

横浜市医療局医療安全課　意見公募担当　あて

（３）ＦＡＸの場合

　　　ＦＡＸ番号：０４５－６６３－７３２７

　　　横浜市医療局医療安全課　意見公募担当　あて

**３　注意事項**

（１）いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

（２）いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

（３）ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡･確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

（４）その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。